

事務連絡
令和7年8月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

個人防護具の配布の実施について

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用（サージカル）マスク、アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む。）及び非滅菌手袋等（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

国においてはこれまで、個人防護具の配布を実施しており、昨年度は令和6年10月3日付け事務連絡「個人防護具の配布の実施について」及び令和7年2月20日付け事務連絡「使用推奨期限切れの個人防護具の配布について（周知）」により都道府県に周知したところです。

令和7年度においても、個人防護具の配布を下記のとおり実施することとしました。

都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただき、すとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

1 配布の内容について

- 今回配布する個人防護具の種類は、医療用（サージカル）マスク、アイソレーションガウン（不織布製）及び非滅菌手袋（※）の3種類であり、希望に基づく配布を実施します。

（※）非滅菌手袋については、「素材」及び「サイズ」のどちらも選択可能です。

- 配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、医師会等の団体等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の決定をお願いします。

- 配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものと

します。

なお、希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設につきましては、抽選等で選出させていただきます。そのため、希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もありますのでご注意ください。

また、自治体自体の希望につきましては、自治体以外の配布対象施設の希望数量が上限に達しない場合に配布対象といたします。

- 各個人防護具のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される個人防護具は、使用推奨期限が令和8年度中に切れるものとなります。
 - 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。
 - (1) 使用用途
 - ・ 配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。
 - (2) 転売禁止のための実効性の担保
 - ・ 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。
- ※ なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を止めるよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

2 配布の手続について

- 都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量等を取りまとめ、「別紙」の様式1、2及び3に配布先の所在地や希望する個人防護具の数量等の必要情報を記入の上、令和7年9月29日（月）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）
- 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において保管場所を確保の上、今後必要となる数のご登録をお願いします。各施設における備蓄等の他、訓練及び研修へのご活用も含めて希望数量についてご検討いただきますようお願いいたします。
※ご検討にあたっては、「参考資料1 配送予定の個人防護具の例」もご参照ください。
- 配布対象施設への配布開始・完了時期については、配布数等を整理して令和7年12月を目途に順次配布を開始し、令和8年3月頃を目処に配送完了する予定です。希望状況によっては、配送予定時期の変更が生じる場合があります。なお、個人防護具の種類によって手元に届くタイミングが異なる可能性がございますのでご了承ください。
- 本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。
「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り

扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

担当者連絡先 医療用物資等確保対策推進室

TEL : 03-5253-1111 (内線8209、8215)

03-3595-3454 (直通)